

## 【イギリス】 2014 年水法—水道市場の活性化に向けて—

海外立法情報課 岡久 慶

\* 気候変動、特定地域への人口集中等から、イギリスは深刻な水資源の危機に直面し、水道料金も高騰している。政府は状況の改善を水道市場の競争活性化に求め、水道事業者による地域ごとの独占構造を緩和する目的で 2014 年水法を制定した。

### 1 立法の背景

雨が多い国という印象のあるイギリスだが、特にイングランド南東部の人口集中・増加、気候変動の影響等により、国土の水資源の 3/4 が過剰な取水を受け、生態系として十全に機能しない状態といわれる。また 1989 年の水道事業民営化以来、水道料金は全国平均 50% 上昇しており、2009 年度の調査では 11% の世帯が収入の 5% 以上を水道、下水道料金に充てているという実態が明かされている。

水道事業には、水道網を管理する水道請負事業者（water undertaker、以下「請負事業者」という。）に加え、このインフラを利用して水を提供する水供給認可事業者（water supply licensee、以下「認可事業者」という。）が参加し、年間 5000 万リットル以上の水を使う 1 法人顧客につき 1 事業者が契約する、という条件の下で事業を行うことが可能となっているが、地域ごとに請負事業者による水源管理、取水及び水道網の独占体制が確立され、地域間の水道網の連結も進んでいない。政府は水供給にかかる問題の一端は水道市場の競争が機能していないことにあるとして、2014 年 5 月 14 日に 2014 年水法（Water Act 2014 c.21）を成立させた。政府は法律制定後の競争活性化が、30 年越しで 20 億ポンド（2014 年 10 月 17 日現在、1 ポンドは約 171 円）の利益を生むと考えている。

同法は水道事業の規制制度枠組を統括する 1991 年上下水道事業法（Water Industry Act 1991 c.56）を改正し、①水道市場の活性化、②水資源管理、③洪水保険制度等について規定を設けている。本稿では①に絞って（全 5 部 95 条中第 1 部 56 条）解説する。

### 2 2014 年水法によって導入される市場活性化規定

該当規定はイングランド及びウェールズに適用される。文中における「大臣」はイングランドにおいては国务大臣、ウェールズにおいてはウェールズの大臣をいう。

#### (1) 上下水道事業の認可（第 1 条-第 7 条）

水供給事業認可に下水道事業認可を含め、認可事業者がこれらのサービスを請け負うことを可能とする。また新規の認可事業者による、請負事業者の所有する上下水道網内における新たな水源確保又は水処理場設置の基準を下げ、競争を活性化する。さらに、認可事業者が法人顧客に対して事業を行うために必要な年間 5000 万リットル以上の水消費量の条件を撤廃する権限を大臣に与え、企業、慈善団体、公共機関等が上

下水道のサービス事業者を選択するにあたっての幅を拡大する。

### (2) 上下水道事業の請負事業者(第 8 条-第 21 条)

水道事業規制局(注 1)の請負事業者に対する監督権限を強化する一方で、料金設定における請負事業者の裁量を拡大する。水道事業規制局は、請負事業者間で水の売買が必要でさらに当事者間での合意形成が困難な場合に限り、売買の条件を定める命令を発する権限を有していたが、今後は一方の申立てに基づいて当該の命令を発することが可能となる。また下水管等を敷設した者(例:建設業者)は請負事業者と協議の上、これを下水道網に組み込む条件を定めることとされていたが、今後は敷設者の申立てに基づいて水道事業規制局が条件を定める命令を発する権限を有することとなる。請負事業者の合併については、これまで一方の事業者の年間売上高が 1000 万ポンド以上の場合、市場競争を監視する機関がその是非を内部委員会の審議に付託することが義務づけられていたが、合併が水道事業規制局の規制能力を損なわない、又は利用者の利益になると判断した場合、付託を行う必要がなくなり、合併はより容易になった。上下水道の請負事業者はこれまで利用料金を決定するに際し、5 年ごとに料金体系について水道事業規制局と合意を得ることとされていたが、これを改め、大臣の指導の下に同局が作成した料金規則に則って料金体系を決めることとする。

### (3) 水道事業の規制(第 22 条-第 41 条)

大臣及び水道事業規制局に、環境の圧迫、人口増加及び消費者行動の変化等を踏まえて、上下水道システムの長期的耐久力を維持することを義務づける。また大臣及び水道事業規制局は、請負事業者が他の請負事業者及び認可事業者との取引において不平等な対応をとらないよう、監督する義務を負う。これまで上下水道事業の認可に関する手続は、(ウェールズを含めて)国務大臣が定めた規則に則るものとされていたが、今後は水道事業規制局が当該手続を定めることとなる。

## 3 該当規定に関する議論

2014 年水法は法人顧客獲得の競争を活性化するが、その値下げ競争を維持するために、水道業者を変えることのできない一般消費者が水道料金値上げを被る可能性がある。議会の環境・食糧・農村地域委員会を始め、法律にこれを禁じる規定を設けるべきとする声もあったが、政府は水道事業規制局による規制で充分としてこれを退けている。また、新たな水道網内の新規の水源確保が促進されることで、持続不可能な取水が行われる可能性があり、この法律に取水認可の抜本的改革を盛り込むべきだったとの指摘もある。なお、政府は次期議会に取水認可の関連法を提出予定である。

注(インターネット情報は 2014 年 10 月 21 日現在である。)

(1) Water Services Regulation Authority、通称 Ofwat。民営の水道及び下水事業者を監督し、料金の上限を定め、顧客サービスの基準を守り、各会社の業績を比較する等の役割を持つ独立的政府機関。

### 参考文献

・ *Water Act 2014*, 14 May 2014. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/21/contents>>